

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱

第一 刑事訴訟法の一部改正

一 公判期日等への出頭及び裁判の執行を確保するための規定の整備

1 公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設

(一) 保釈等をされた被告人の公判期日への不出頭罪

保釈又は勾留の執行停止（以下「保釈等」という。）をされた被告人が、召喚を受け正当な理由がなく公判期日に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処するものとする。〔第二百七十八条の二関係〕

(二) 保釈等をされた被告人の制限住居離脱罪

裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて保釈等をされた被告人が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないとき等においては、二年以下の拘禁刑に処するものとする。〔第九十五条の三関係〕

(三) 保釈等の取消し・失効後の被告人の出頭命令違反の罪

検察官は、保釈等を取り消す決定があった場合又は拘禁刑以上の刑に処する判決（拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しをしないものに限る。以下同じ。）の宣告により保釈等がその効力を失った場合において、刑事施設に収容されていない被告人に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができるものと

し、出頭を命ぜられた被告人が、正当な理由がなく、当該日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処するものとする。 (第九十八条の二、第九十八条の三、第三百四十三条の二、第三百四十三条の三関係)

(四) 勾留の執行停止の期間満了後の被告人の不出頭罪

期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処するものとする。 (第九十五条の二関係)

(五) 刑の執行のための呼出しを受けた者の不出頭罪

第四百八十四条前段の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処するものとする。 (第四百八十四条の二関係)

2 保釈等をされている被告人に対する報告命令制度の創設

裁判所は、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日への出頭を確保するため必要があると認めるときは、保釈を許す決定又は勾留の執行停止をする決定を受けた被告人に対し、その住居、労働又は通学の状況、身分関係その他のその変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に影響を及ぼす生活上又は身分上の事項として裁判所の定めるものについて報告をすることを命ずることができるものとし、報告を命ぜられた被告人が、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をした場合における保釈等の取消し及び保証金の

没取に関して定めること。（第九十五条の四、第九十六条第一項等関係）

3 保釈等をされている被告人の監督者制度の創設

裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において、必要と認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て監督者として選任することができるものとし、監督者の責務、監督者が解任された場合における監督保証金の没取及び保釈等の取消し等に関して定めること。（第九十八条の四、第九十八条の八、第九十八条の九等関係）

4 保釈等の取消し及び保証金の没取に関する規定の整備

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた後、保釈等をされている被告人が逃亡したとき等における保釈等の取消し及び保証金の没取に関して定めること。（第九十六条第四項等関係）

5 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告後における裁量保釈の要件の明確化

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告があった後は、第九十条の規定による保釈を許すには、同条に規定する不利益その他の不利益の程度が著しく高い場合でなければならぬものとし、ただし、保釈された場合に被告人が逃亡するおそれの程度が高くないと認めるに足りる相当な理由があるときは、この限りでないものとすること。（第三百四十四条第二項関係）

6 控訴審における判決宣告期日への被告人の出頭の義務付け等

(一) 控訴裁判所は、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人であつて、保釈等をされているものに

については、判決を宣告する公判期日への出頭を命じなければならぬものとし、ただし、重い疾病又は傷害その他やむを得ない事由により被告人が当該公判期日に出頭することが困難であると認めるときは、この限りでないものとする。 (第三百九十条の二関係)

(二) 控訴裁判所は、(一)の被告人が(一)の公判期日に出頭しないとき等においては、無罪等の言渡しをした原判決に対する控訴を棄却する判決等以外の判決を宣告することができないものとし、ただし、(一)ただし書に規定する場合であつて刑の執行のためその者を収容するのに困難を生ずるおそれがないと認めるとき等においては、この限りでないものとする。 (第四百二条の二関係)

7 位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設

(一) 位置測定端末装着命令

(1) 裁判所は、保釈を許す場合において、被告人が国外に逃亡することを防止するため、その位置及び当該位置に係る時刻を把握する必要があると認めるときは、被告人に対し、位置測定端末(人の身体に装着される電子計算機であつて、人工衛星から発射される信号その他これを補完する信号を用いて行う当該電子計算機の位置及び当該位置に係る時刻の測定(以下「位置測定」という。)に用いられるものをいう。以下同じ。)をその身体に装着することを命ずることができるものとする。 (第九十八条の十二第一項

関係)

(2) 裁判所は、(1)による命令(以下「位置測定端末装着命令」という。)をするときには、飛行場又は港湾施

設の周辺の区域その他の位置測定端末装着命令を受けた者が本邦から出国する際に立ち入ることとなる区域であつて、当該者が所在してはならない区域（以下「所在禁止区域」という。）を定めるものとする。と。（第九十八条の十二第二項関係）

(二) 位置測定端末の機能等

(1) 位置測定端末は、位置測定端末が装着された者の身体から離れたこと等の事由の発生を検知する機能等を有するものでなければならぬものとする。こと。（第九十八条の十二第三項関係）

(2) 位置測定においては、位置測定端末が所在禁止区域内に所在すること等の事由の発生を検知する機能等を有する電気通信設備であつて裁判所の規則で定めるものを使用するものとする。こと。（第九十八条の十二第四項関係）

(三) 位置測定端末の装着

位置測定端末は、裁判所の指揮によつて、裁判所書記官その他の裁判所の職員が位置測定端末装着命令を受けた者の身体に装着するものとする。こと。（第九十八条の十三関係）

(四) 位置測定端末装着命令を受けた者の遵守事項等

(1) 位置測定端末装着命令を受けた者は、次に掲げる事項等を遵守しなければならないものとする。こと。（第九十八条の十四第一項関係）

イ 所在禁止区域内に所在しないこと。

ロ 位置測定端末を自己の身体に装着し続けること。

ハ 自己の身体に装着された位置測定端末を損壊する行為等をしないこと。

ニ 自己の身体に装着された位置測定端末において位置測定に関して行われる信号の送受信のうち裁判所の規則で定めるものが行われていないことを知ったときは、遅滞なく、裁判所に対し、その回復に必要な措置を講ずるため必要な事項として裁判所の規則で定めるものを報告すること。

(2) 裁判所は、位置測定端末を用いて行う位置測定端末装着命令を受けた者の位置の把握に必要な措置を講ずるため必要があると認めるときは、当該者に対し、裁判所の指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができるものとする。 (第九十八条の十四第二項関係)

(五) 所在禁止区域内に所在すること又は位置測定端末を自己の身体に装着しないことの許可
裁判所は、やむを得ない理由により必要があると認めるときは、位置測定端末装着命令を受けた者に対し、期間を指定して、所在禁止区域内に所在すること又は位置測定端末を自己の身体に装着しないことを許可することができるものとする。 (第九十八条の十五関係)

(六) 位置測定端末装着命令の取消し・失効

(1) 位置測定端末を装着させる必要がなくなったときは、裁判所は、位置測定端末装着命令を取り消さなければならぬものとする。 (第九十八条の十六関係)

(2) 位置測定端末装着命令は、無罪等の裁判又は勾留を取り消す裁判の告知があったとき等においては、そ

の効力を失うものとする。 (第九十八条の十七関係)

(七) 被告人の身柄の確保のための措置

(1) 保釈の取消し及び保証金の没取

位置測定端末装着命令を受けた被告人が、(五)による許可を受けず、正当な理由がなく、所在禁止区域内に所在した場合等における保釈の取消し及び保証金の没取に関して定めること。 (第九十八条の十八関係)

(2) 位置測定端末装着命令を受けた被告人の勾引

裁判所は、位置測定端末装着命令を受けた被告人について、端末位置情報 (位置測定により得られた位置測定端末の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報をいう。以下同じ。) を表示して閲覧することができる機能等を有する電気通信設備において位置測定端末が所在禁止区域内に所在することの発生を確認したとき等に該当すると認めるときは、当該被告人を勾引することができるものとし、ただし、明らかに勾引の必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。 (第九十八条の十九関係)

(八) 端末位置情報の閲覧

裁判所、検察官、検察事務官又は司法警察職員等が端末位置情報を表示して閲覧することができる場合を定め、それ以外の場合には、端末位置情報の閲覧は、してはならないものとする。 (第九十八条の二十、第九十八条の二十二等関係)

(九) 罰則

(1) 位置測定端末装着命令を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、一年以下の拘禁刑に処するものとする。 (第九十八条の二十四第一項関係)

イ (五)による許可を受けないで、正当な理由がなく、所在禁止区域内に所在し、又は位置測定端末を自己の身体から取り外し、若しくは装着しなかったとき。

ロ 正当な理由がなく、(四)(1)ハの行為をしたとき。

(2) 位置測定端末装着命令を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑に処するものとする。 (第九十八条の二十四第二項関係)

イ 正当な理由がなく(四)(1)ニによる報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ロ (四)(2)の日時及び場所を指定され、正当な理由がなく、当該日時及び場所に出頭しないとき。

8 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設

(一) 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者に係る出国制限制度

(1) 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告による出国制限

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者は、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないものとする。 (第三百四十二条の二関係)

(2) 帰国等保証金

裁判所は、(1)の許可をする場合には、帰国等保証金額を定めなければならないものとし、ただし、保釈を許す決定を受けた被告人について、(1)の許可をするときは、この限りでないものとする。 (第三百四十二条の五関係)

(3) 一時出国の許可の取消し及び帰国等保証金の没取

(1)の許可を受けた者が、正当な理由がなく、国外にいたことができず期間として指定された期間内に本邦に帰国しなかったとき等における(1)の許可の取消し及び帰国等保証金(第九十四条第一項の保証金が納付されている場合)については、当該保証金の没取に関して定めること。 (第三百四十二条の七関係)

(4) (1)に違反して出国した場合等の措置

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた被告人が(1)の許可を受けずに本邦から出国したとき等における保釈の取消し等及び保証金の没取に関して定めること。 (第三百四十二条の八関係)

(二) 罰金の裁判の告知を受けた被告人及び罰金の裁判が確定した者に係る出国制限制度

(1) 出国禁止命令

裁判所は、罰金の裁判(その刑の執行猶予の言渡しをしないものに限る。以下同じ。)の告知を受けた被告人について当該裁判の確定後に罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるとき等においては、勾留状を発する場合等を除き、決定で、裁判所の許可を受けなければ本邦から出国してはならないことを命ずるものとする。 (第三百四十五条の二等関係)

(2) 一時出国の許可等

(1)の許可等について、(一)(2)から(4)までに相当する規定を設けること。(第三百四十五条の三等関係)

(3) 罰金の裁判が確定した者の拘置

(1)の決定をした裁判所は、罰金の裁判が確定した者で、当該決定を受け、かつ、(1)の許可を受けないで本邦から出国したものの等について、罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、当該裁判が確定した後三十日を経過するまでの間、その者を刑事施設に拘置することができるものとする。 (第四百九十四条の五関係)

9 裁判の執行に関する調査手法の充実化等

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して、その目的を達するため必要な調査をすることができるものとし、検察官が裁判官の発する令状により差押え等を行うことができる場合等を定めるものとする。 (第五百八条第一項、第五百九条等関係)

二 犯罪被害者等の情報を保護するための規定の整備

1 逮捕手続における個人特定事項の秘匿措置

次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。

）について、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものを被疑者に示す措置をとることができる場合等を定めること。(第二百一条の二関係)

(一) 次に掲げる事件の被害者

(1) 刑法第七十六条から第七十九条まで又は第八十一条の罪等に係る事件

(2) (1)に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被疑者に知られることにより被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるなどのおそれがあると認められる事件

(二) (一)に掲げる者のほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるなどのおそれがあると認められる者

2 勾留手続における個人特定事項の秘匿措置

(一) 1 (一)又は(二)に掲げる者の個人特定事項について、当該個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを被疑者に示す措置をとることができる場合等を定めること。（第二百七条の二等関係）

(二) 裁判官は、被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき等に該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、(一)の措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならぬものとする。こと。（第二百七条の三関係）

3 起訴状における個人特定事項の秘匿措置

(一) 起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、当該個人特定事項の記載がない起訴状の抄本

その他の起訴状の謄本に代わるもの（以下「起訴状抄本等」という。）を被告人に送達するとともに、弁護人に対し、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものを被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達する措置又は起訴状抄本等を送達する措置をとることができる場合等を定めること。（第二百七十一条の二、第二百七十一条の三等関係）

(1) 次に掲げる事件の被害者

イ 1 (1)に規定する罪に係る事件

ロ イに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被告人に知られることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるなどのおそれがあること認められる事件

(2) (1)に掲げる者のほか、個人特定事項が被告人に知られることにより名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるなどのおそれがあると認められる者

(二) 裁判所は、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき等に該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、(一)の措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被告人に通知する旨の決定又は当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して当該個人特定事項の全部又は一部を弁護人に通知する旨の決定をしなければならないものとする。こと。（第二百七十一条の五関係）

- (一) 検察官から起訴状抄本等の提出があった事件について、第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、次に掲げる措置をとることができるとき等を定めること。(第二百九十九条の四第二項、第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項関係)

(1) 弁護人に対し、当該氏名及び住居を知る機会又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えた上で、当該氏名若しくは住居又は個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

(2) 被告人及び弁護人に対し、当該氏名若しくは住居を知る機会を与えず、又は証拠書類若しくは証拠物のうち個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分について閲覧する機会を与えないこと。

- (二) (一)の措置をとった場合について、3(二)に相当する規定を設けること。(第二百九十九条の五第二項及び第四項関係)

5 裁判書等における個人特定事項の秘匿措置

検察官から起訴状抄本等の提出があった事件について、弁護人から第四十六条の規定による請求があった場合において、次に掲げる措置をとることができるとき等を定めること。(第二百七十一条の六関係)

- (一) 弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定

すること。

(二) 裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

第二 刑法の一部改正

一 逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等

1 逃走罪の主体の拡張及び法定刑の引上げ

法令により拘禁された者が逃走したときは、三年以下の懲役に処するものとする。 (第九十七条関係)

2 加重逃走罪の主体の拡張

法令により拘禁された者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三年以上五年以下の懲役に処するものとする。 (第九十八条関係)

二 刑の時効の停止に関する規定の整備

拘禁刑、罰金、拘留及び科料の時効は、刑の言渡しを受けた者が国外にいる場合には、その国外にいる期間は進行しないものとする。 (第三十三条第二項関係)

第三 出入国管理及び難民認定法の一部改正

一 出国確認の留保

1 入国審査官は、第一の一八(一)又は(二)(1)による出国の制限を受けている外国人(第一の一八(一)(1)又は(二)(1)の許可を受けている者を除く。)について、出国の確認を留保することができるものとする。 (第二十五条の二第一項関係)

2 入国審査官は、第一の一八(一)(1)又は(二)(1)による出国の制限を受けている日本人(第一の一八(一)(1)又は(二)(1)の許可を受けている者を除く。)等についても、出国の確認を留保することができるものとする。 (第六十条の二関係)

二 退去強制令書の執行停止

1 第一の一八(一)(1)又は(二)(1)による出国の制限を受けている外国人に係る退去強制令書は、当該出国の制限を受けている間は、その執行を停止するものとする。 (第六十三条第三項関係)

2 主任審査官は、1により退去強制令書の執行を停止される外国人(刑事訴訟法の規定により身体を拘束されていない者に限る。以下「出国制限対象者」という。)に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付すとともに、出国制限対象者条件指定書(当該条件その他法務省令で規定する事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を交付するものとし、出国制限対象者は、出国制限対象者条件指定書を携帯するなどしなければならないものとする。 (第二十三条第一項及び第三項、第六十三条の二第一項関係)

3 出国制限対象者は、生活状況、2により付された条件の遵守状況等を主任審査官に対して届け出なければならない

らないものとする。 (第六十三條の二第二項關係)

4 出国制限対象者に対する第七十條の規定の適用については、第一の一八(一)又は(二)(1)による出国の制限を受けている間は、出国制限対象者は、同條第一項第三号から第三号の三まで等に規定する残留する者又は出国しない者に該当しないものとみなし、その者のその間の在留は、同條第二項に規定する不法に在留することに該当しないものとみなすものとする。 (第六十三條の二第三項關係)

5 出国制限対象者で、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ったものは、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科するなどするものとする。 (第七十條第一項等關係)

第四 民事訴訟法及び非訟事件手続法の一部改正

一 刑事訴訟法第七編第二章(第五百十一條及び第五百十三條第六項から第八項までを除く。)の規定は、過料の裁判の執行について準用するものとする。 (民事訴訟法第百八十九條第三項、非訟事件手続法第百二十一條第三項關係)

第五 その他

一 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

一 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一條關係)

二 この法律の施行に必要経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（

附則第二条から第四十条まで関係）